

(様式第5号)

個人情報の取り扱いに関する計画書

事業者名	
------	--

個人情報の取り扱いについて

以下、事業者の個人情報の取扱いに関して当てはまるものの□にチェックし、記入ください。

○仙台市からの個人情報データの受け取り・提出の際の運搬方法

☐ 保険年金課での直接受け渡しが可能である。

☐ データの運搬方法(具体的に記載): _____

☐ 特定保健指導に関する実施状況などの報告については、仙台市国保の定める内容で作成し、提出の際は、安全かつ速やかに提出できる。

☐ 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導内容、フォローの状況などを保存する場合には、適切に保存し、管理している。

☐ 守秘義務について、高齢者の医療の確保に関する法律第 30 条にもとづいて事業所内で対策を徹底している。

☐ 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律およびこれに基づくガイドライン等を遵守している。また、事業者の個人情報保護責任者は、仙台市が行う「仙台市個人情報セキュリティ研修」を受講している(予定がある)。

※研修については 3 年ごとの受講が必要であり、令和 4 年度以降(令和 4 年 4 月 1 日以降)に受講していることが必要である。ただし、事業所の個人情報等保護責任者が当該業務に関して法令等により守秘義務を課せられている場合、事業所が情報セキュリティに係る所定の認証(ISMAP, ISMAP-LIU, ISMS)を取得している場合については、研修受講を免除する。

研修受講済みまたは受講予定あり (受講日: _____)

研修受講免除 (免除理由: _____)

☐ 内定した場合には、仙台市で行う個人情報の管理に関する実地調査※を受ける。

※ただし事業所の個人情報等保護責任者が当該業務に関して法令等により守秘義務を課せられている場合の作業場所、または事業所が ISMS 等の第三者認証を取得しており個人情報に係る情報システム処理を行う場所においては、実地調査は免除となる。

☐ インターネットを利用した保健指導(ビデオ通話を除く)や個人情報の送受信を行わない。

※本市基準を満たしたクラウドサービスにおける、アプリケーションサービスの機能を利用したチャットサービスは利用可。

☐ 業務の再委託※や、第三者への情報提供を行っていない。

※再委託を行う場合は、様式第 10 号の提出を行うこと。又再委託の範囲については、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4.1 版)の特定保健指導における元請け・下請けの定義の範囲内とすること。

また、再委託先においても、個人情報の取扱いについては同様の基準を満たしている必要がある。

☐ 個人情報保護, 情報セキュリティに関する第三者認証を取得している。

・取得している認証: _____

○以下に, 事業者内での個人情報の取扱いや保管方法について記載してください。

※内定事業者に対しては、実地調査を行うため、簡潔に記載をお願いします。

※本業務においてクラウドサービスを利用する場合は、下記にもご回答ください。

○本市が求めるクラウドサービスの内容

☐ 個人情報を閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する際のログイン方法に, どのような複数要素認証を採用しているか:

☐ クラウドサービスの利用に係る法律関係は, 国内法が適用されている。

☐ 裁判管轄として国内の裁判所が指定されている。

☐ バックアップを含め, データが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみである。

☐ 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり, 通信が暗号化されている。

☐ クラウドサービス上に保存されるデータが暗号化されている。

☐ 契約終了時には、クラウドサービスに保存したデータを消去する。

(消去方法: ① NIST SP800-88 purge 以上 ・ ② ①に満たない方法)

☐ 前設問において、契約終了時のデータ消去方法が②の場合、自社又は IaaS 事業者において、サーバ機器等の廃棄時に、①の方法で消去する。

☐ クラウドサービスに対応したセキュリティ認証を取得している。

(ISMAP ・ ISMS (ISO/IEC 27017))

★事業開始後に個人情報の受け渡し及び搬送、個人情報保護に関する計画について変更がある場合は、事前にこの様式第5号を提出ください。